

可視化の現在 立会いの未来

可視化媒体に提出命令—プレサンス元社長冤罪事件国賠訴訟

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 副本部長 秋田 真志

1 ● 文書提出命令の経緯

大阪地裁第12民事部（小田真治裁判長、大谷智彦・伊藤佳子裁判官）は、2023年9月19日、プレサンス元社長で大阪地検特捜部による冤罪被害者である山岸忍さんが提起した国賠訴訟において、特捜部検察官による部下Kの取調べの録音録画記録媒体の一部について、国に対し文書提出命令を発した。

プレサンス元社長冤罪事件については、この連載でも何度かご報告してきた（本誌2021年12月号、2022年1月号、2月号、2023年6月号）。中でも特筆すべきなのは、特捜部T検事が、山岸さんの元部下であるK氏に対し、可視化された中で、机を叩く、恫喝するなどして、山岸さんの関与を認める虚偽供述を強要したことである。このT検事の取調べについては、2023年3月31日、大阪地裁第7刑事部が付審判請求を起訴猶予相当として棄却したが、理由中では特別公務員陵虐罪の成立を認めている（請求人の即時抗告により大阪高裁で審理中）。

国賠訴訟で原告側は、K氏の取調べのほか、S検察官の誘導により虚偽供述に至ったY社長の可視化媒体や、山岸さんの取調べの可視化媒体について、国に提出を求めた。開示証拠の目的外使用の禁止（刑訴法281条の4）のため、国賠訴訟といえども原告側からは提出できず、可視化媒体の所持者である国からの提出を求めるほかないのである。

しかし、国は反訳書の提出には応じるものの、可視化媒体の提出は一切応じようとしなない。反訳書で十分だとの姿勢である。しかし、可視化媒体でなければ、

T検事の怒鳴り声や机の叩き方などは正確に伝わらず、取調べの実際は明らかにならない。そのため原告側は、文書提出命令を申し立てたのである。もっとも重視されたのは、可視化された中でも恫喝を繰り返していたT検事の取調べであった。

2 ● 国の抵抗

原告の文書提出命令の申立に対し、国は必死に抵抗した。日わく、「反訳書を提出すれば、発言内容は明らかになるから不要である」「K氏のプライバシーや更生の妨げになる」「国民の将来の捜査協力への妨害になる」などというのである。挙げ句の果てには、原告による文書提出命令の申立を「訴訟上の権能を濫用するものである」とまで言い出した。原告側が、文書提出命令に名を借りて、可視化媒体を報道機関に提供することを企図しているから、訴訟上の権能を濫用しているというのである。

このような国の主張にかかわらず、裁判所は国に対し、任意に提出することができないか、と検討を促した。国もさすがに記録媒体の提出を拒みきれないと判断したのであろう。裁判所と原告に対し、任意提出を検討すると伝えてきた。ところがその検討の結果と称して、国は呆れた「条件」を提示してきたのである。その条件とは、記録媒体について、「原告及びその代理人が、①当事者以外の者による閲覧・謄写を制限すること、②証拠調べを弁論準備手続で実施するか、口頭弁論で行う場合には、裁判官及び当事者など訴訟関係人のみが視聴できる方法によること、③原告及びその代理人がこれらの記録媒体（複製物を含む。）を報

道機関等の第三者に提供したり、閲覧させたり、複製させるなどしないこと、という条件をいずれも承諾した場合に限る」(以下、3条件)というのである。

何をか況んやである。国の姿勢は、違法な取調べの実際について、国民の目に一切触れさせないことこそが至上命題なのである。確かに、T検事の取調べは、机を叩き、「ふざけんな」「命かけてるんだ、こっちは」「検察なめんなよ」などと怒鳴りつけるというものであって、特別公務員陵虐罪と認定されたとおり、あまりに卑劣かつお粗末なものであった。国にとって恥部であり、国民の目に曝されたくないのも無理はない。

しかし、一体、国は何様のつもりなのであろうか。よりもよって、裁判所によって陵虐と認定された違法取調べ=権力犯罪を隠蔽するための条件を、冤罪被害者である山岸さんに承諾せよ、というのである。つまるところ、国の姿勢は、違法取調べの実際を国民・市民には絶対に見せない、というものである。権力は、国民・市民の監視の目が届いてこそ、初めてその健全性が保ちうる。これに対し、国のしようとしているのは権力犯罪の隠蔽である。万一、山岸さんがそのような承諾をすれば、権力犯罪の隠蔽に手を貸すことになってしまう。当然に原告側は、国の3条件を拒否し、結果として、裁判所は文書提出命令の判断を示すこととなったのである。

3 ● 裁判所の判断

裁判所の決定は、文書提出義務の根拠として、可視化媒体は法律関係文書に当たるとして次のように述べる。

「録音録画は、刑訴法301条の2第1項3号により作成が義務付けられた検察官に対する取調べの機会の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を録音・録画したものであるところ、同条の趣旨は被疑者・被告人の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するとともに取調べの適正な実施に資することにある。そうであるところ、本件のように、後に至って当該取調べが不適正で違法であるとし

て提起された国家賠償訴訟は、同条に基づく録音録画を利用することが有用な訴訟類型であると言える。また、本件においては、K録音録画は、Kの供述の信用性の重要な判断資料となるもので、Kの供述は、申立人(引用註：原告のこと)が本件横領事件の共謀に参与したことを立証する主要な証拠の一つであったから、K録音録画もKの供述と一体となって、申立人を本件横領事件に加担したという公訴事実で公訴提起するかどうかを決める重要な判断資料であったといえる。このように、本件では、K録音録画は、検察官において、申立人に対して公訴提起し、申立人を被告人の地位に置くという法律関係を生じさせる判断に当たり、重要な判断資料であったことが認められる。以上からすれば、K録音録画は、民訴法220条3号後段における挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたものと認めるのが相当である」

また、反訳書にとどまらず、可視化媒体を取り調べる必要性については、次のように述べる。

「申立人は、令和元年12月6日から8日までのKに対する取調べではT検事が恫喝や机をたたく行為を行っており、同9日の取調べではT検事が決して穏やかとはいえない厳しい口調であったこと、同12日の取調べでは再度T検事が恫喝を行っていたことなど、自白を強要したり利益誘導したりした違法な取調べがあったと主張する。このような違法な取調べが行われていたことの立証のためには、取調べにおけるT検事の発言内容だけに留まらず、その口調や動作といった非言語的な要素も、その発言内容と一体となって、取調べを受けることを畏怖させ、その供述態度に影響を及ぼしかねないものというべきであるから、Kの供述の信用性判断において重要であるといえる。そうすると、このような非言語的な要素が客観的な形で記録されているKの録音録画は証明すべき事実(要証事実)との関係で最も適切な証拠であると認められるし、人証や反訳書による代替立証も困難であると言わざるを得ない」

いずれの判示も、文書提出命令の正当性を明快に示

している。そして、国側の主張については、次のように述べて一蹴した。

「相手方（引用註：国）は、本件申立てが、訴訟上の権能を濫用するものであるとも主張する。しかし、申立人が相手方の提案する任意提出の条件を受諾しないとしても、申立人において受諾すべき義務もない上に、このことは、相当と考える任意提出の条件について当事者間に見解の相違があったということの意味するにすぎない」「相手方は、Kの名誉・プライバシー等に対する配慮が必要であるとか、相手方が無条件に証拠申出を行えばKの名誉・プライバシー等を侵害する可能性が極めて高い、国民の捜査機関への捜査協力確保が困難になるなどと主張する…（が）、相手方に公判不提出部分の提出を命ずることが、Kの名誉・プライバシーの侵害につながるものとは認められない。また、公判不提出部分の提出を命じたとしても国民の捜査機関への協力確保が困難になるとは認められない」

4 ● 権力の在り方が問われている

裁判所の判断は、いずれも当然の内容と言えるであ

ろう。そもそも違法取調べを隠蔽することが、どうして将来の捜査に資することになるのであろうか。全く逆であろう。違法取調べを市民の目に曝し、その反省に立って、再発防止を誓ってこそ、市民は安心して捜査にも協力できる。違法取調べをひたすら隠蔽しようとする捜査機関に対してこそ、市民は不信の目を向け、捜査協力を消極的にならざるを得ない。むしろ、文書提出命令を待つまでもなく、国こそが、違法取調べを自ら明らかにすることこそが、将来の捜査に資するのである。

ウイシュマさんの事件でも、国側は入管当局の非人道的な対応の録画を決して公開しようとせず、逆に録画を公開した原告側を非難した。あまりに稚拙な対応である。今回も国の対応は、全く同じである。監視されない権力は、必ず腐敗する。歴史が教える当然の事理を、彼らはどのように理解しているのであろうか。

国は、決定を不服として、高裁に即時抗告をした。プレサンス元社長冤罪事件を検証し、反省しようとする姿も全く見せていない。この国賠訴訟では、可視化の意義のみならず、権力の在り方そのものが問われていると言うべきであろう。